

～職場内での回覧をお願いします～

## ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします！！

現在服薬中の方へ、ジェネリック医薬品に切り替えることによるお薬代の軽減額が記載された「ジェネリック医薬品軽減額通知」をご自宅宛てにお送りします。

**送付時期**

**令和5年8月下旬(予定)**

**対象者**

※すべての加入者にお送りするものではありません。



- ◆主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ◆お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

- ・「お知らせ」はジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。
- ・ジェネリック医薬品を知っていただくこと、ジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的でお送りしています。
- ・現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

問い合わせ先 ☎055-220-7751(企画総務グループ)

## 被扶養者資格再確認のお願い ～保険料負担の軽減につながる大切なお願いです～

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に健康保険法施行規則第50条第1項に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年被扶養者資格の再確認を実施しています。今年度もご協力くださいますようお願いいたします。

**送付時期**

令和5年10月～11月にかけて順次発送予定

**確認の対象となる方**

令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者

ご家族が健康保険の被保険者になる場合のほか、就職や一定の収入を超えた場合など被扶養者の要件に該当しなくなった時も「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。お手続き等の詳細は、**日本年金機構**のHPをご覧ください！！



問い合わせ先 ☎055-220-7752(業務グループ)



## 退職や扶養解除される場合は 保険証の速やかな回収にご協力をお願いします！！



保険証は、退職日の翌日・扶養から外れた日（資格喪失後）から使うことはできません！！

会社を退職した場合や健康保険の扶養家族から外れる等により、健康保険の加入資格を喪失する場合は、資格喪失した日以降その保険証は使用できません。

資格喪失した日以降、無効となった保険証を使用し医療機関等を受診された場合は、かかった医療費の7～8割相当（健康保険負担分）を返還していただくこととなります。

※無効となった保険証を使用し健診機関を受診された場合は、協会けんぽが補助を行った健診費用を返還していただくこととなります。

事業所の社会保険事務ご担当者様は、資格喪失された方から確実に保険証を回収していただき、資格喪失届・被扶養者異動届に保険証を添付のうえ、日本年金機構へご提出いただくようお願いいたします。



当支部では、保険証の回収についての周知用チラシ（6か国語翻訳版）を作成しました。

HPからダウンロードすることができますので、資格喪失される方へあらかじめお渡しいただく等ご活用ください！！



ダウンロードはこちら

問い合わせ先 ☎055-220-7753 (レセプトグループ)

登録  
無料

### みなさんのご登録をお待ちしています 協会けんぽ山梨支部メールマガジン配信中です

**旬な情報を毎月配信！！**  
健康づくりにお役立てください

この機会にぜひご登録を  
お願いいたします

- 保健師・管理栄養士からの健康情報！  
保健師等のアドバイスを参考に健康づくりをしませんか？
- 協会けんぽからのお知らせ  
制度の改正等、最新情報をいち早くお知らせします。



メールマガジン  
登録フォーム

問い合わせ先 ☎055-220-7751 (企画総務グループ)